

第46号議案

中野区立図書館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）10月11日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

利用者カードの有効期間を変更する必要がある。

中野区立図書館則の一部を改正する規則

中野区立図書館則（昭和53年中野区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「1年」を「2年」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第3項の規定は、この規則の施行の際現に有効期間内にある利用者カードについて適用する。

図書館則の一部改正について

1. 改正内容

図書館則第6条第3項に規定する利用者カードの有効期間を変更する。

※ 有効期間 現行：1年間 → 変更後：2年間

2. 改正理由

(1) 図書館利用者からの要望等の反映

→ 有効期間が1年は短い、毎回の証明書類の提示が煩雑などの利用者の声が寄せられている。

(2) 他自治体の有効期間との整合

→ 2～5年の有効期間が23区内でも主流である。

(3) 受付等に係わる事務コストの低減

3. 施行日

令和元年12月1日

※ 区立図書館システムのリプレイスに合わせ実施。

4. 新旧対照表

別紙のとおり。

中野区立図書館則新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(個人貸出し)</p> <p>第6条 個人で図書資料及び視聴覚資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用者カードによらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者カードの有効期間は、<u>2年</u>とする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第6条の2～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第6条第3項の規定は、この規則の施行の際現に有効期間内にある利用者カードについて適用する。</u></p> | <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(個人貸出し)</p> <p>第6条 個人で図書資料及び視聴覚資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用者カードによらなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者カードの有効期間は、<u>1年</u>とする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>第6条の2～第13条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> |